

令和3年3月11日

財務大臣 麻生太郎 殿

関税・外国為替等審議会会長

森田 朗

答 申 書

令和3年2月25日付財関第135号をもって諮問のあった暫定的な不当廉売関税の課税について、本審議会の意見を下記のとおり答申する。

記

関税定率法第8条第9項第1号の規定に基づき、大韓民国を原産地とする炭酸カリウム（炭酸二カリウム）に対し暫定的な不当廉売関税を課することについては、諮問のとおり行うことが適当であると認める。